

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人山下太郎顕彰育英会(以下「本会」という。)定款第16条、第34条及び第37条の規定する報酬に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員、相談役、顧問及び選考委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 非常勤の役員等には、報酬を支給しない。
- 2 常勤役員及び常任相談役には、職務執行の対価として定例役員報酬を支給することができる。ただし、不当に高額なものであってはならない。
 - 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
 - 4 常勤役員の退職にあたっては、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
 - 5 第2項及び第4項の規定にかかわらず、本人から辞退の申し入れがあった場合には、報酬等を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 定例役員報酬の各年度の総額は1,200万円を上限とし、それぞれの支給金額は理事会において決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日は、毎月21日(21日が休日の場合は順次前日に繰り上げる。)とする。

- 2 定例報酬は、法令に基づき控除すべきものを控除し、その残額を通貨又は常勤役員が指定する自己名義の銀行預金口座への振り込みにより支給する。
- 3 常勤役員及び常任相談役が次の各号の一に該当するときは、その月の総日数から本会の就業規程に定める休日を差し引いた日数を基礎として、日割計算により算出した額を支給する。
 - (1) 新たに就任したとき
 - (2) 辞任又は任期満了により退任したとき
 - (3) 解任されたとき
- 4 常勤役員及び常任相談役が死亡により退任した場合は、その月までの定例報酬を支給する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金の額は、次の方法により算出した額とする。
 - (1) 退職慰労金の額＝定例報酬月額×15/100×在職月数
 - (2) 定例報酬月額は、常勤役員退職時の額とする。ただし、役位の変更等により在職中に役員報酬に変更があった場合は、在職期間中の最も高い報酬月額を適用する。
 - (3) 在職月数は、就任の日から退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。
 - (4) 最終計算金額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上

げる。

- 3 特に功績顕著と認められる役員に対しては、評議員会の決議により、前項で算出した金額の30%を超えない範囲で特別功労金を加算、支給することができる。

(費用)

第7条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとし、当該旅行完了後に精算するものとする。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年10月31日から施行するものとし、一般財団法人移行前の「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は、同日をもって廃止する。

附則

この規程は、平成27年9月18日に一部改正し、同日から施行する。

附則

この規程は、平成29年11月22日に一部改正し、同日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和4年11月16日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和7年11月26日から施行する。

別表1（第7条関係）

区分	鉄道賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊費
役員等 (選考委員を除く)	普通旅客運賃、 急行料金、特別 車両料金及び座 席指定料金	実費	実費	10,000円	16,000円

別表2（選考委員関係）

選考委員 区分	日当(1日につき5,000円)		鉄 道 賃	航空賃	車賃
	会議当日	事前審査			
奨 学 生	5,000円	5,000円 (1日分)	普通旅客運賃 急行料金	実費	実費
学術研究奨励賞 海外派遣研究助成	5,000円	25,000円 (5日分)	特別車両料金 座席指定料金		
地域文化奨励賞	5,000円	5,000円 (1日分)			